

締約国に関する情報 N I	ニカラグア 一般情報	附属書 B 1 N I
国内官庁の名称	Registry of Intellectual Property (Nicaragua) (知的所有権登録局 (ニカラグア))	
所在地	Costado Este Hotel Real Intercontinental Metrocentro, Managua, Nicaragua	
郵便のあて名	Apartado No. 8, Managua, Nicaragua	
電話番号	(505) 2248 9300	
電子メール	ezuniga@mific.gob.ni alarguello@mific.gob.ni	
インターネット	www.mific.gob.ni	
PCT規則92.4の規定により書類を受理 する方法	電子メール	
送付することができる書類の種類	すべての書類	
書類の原本提出義務	送付の日から1箇月以内に提出	
郵政当局以外の配達サービスを利用した 場合に亡失又は遅延があったとき書類を 発送したことの証拠を受理するか？ (PCT規則82.1)	受理する	
ニカラグアの国民及び居住者のための 管轄受理官庁	出願人の選択により、知的所有権登録局 (ニカラグア) 又はWIPO国際事務局 (附属書C参照)	
ニカラグアが指定 (又は選択) されてい る場合の管轄指定 (又は選択) 官庁	知的所有権登録局 (ニカラグア) (国内段階参照)	
ニカラグアを選択できるか？	できる (PCT第II章に拘束)	
PCTに基づき取得可能な保護の種類	特許, 実用新案	
国際型調査に関するニカラグアの規定	なし	

[次頁に続く]

N I	ニカラグア (続き)	N I
国際公開に基づく仮保護	な し	
ニカラグアが指定 (又は選択) されている場合の有益な情報		
ニカラグアが指定 (又は選択) されている場合に発明者の氏名 (名称) 及び あて名を提示しなければならない時期	願書に記載しなければならない。PCT第22条又は第39条 (1)に基づく期間内に要件が満たされない場合、管轄官庁は通知 の日から2箇月以内に当該要件を満たすよう出願人に求める。	
微生物及びその他の生物材料の寄託に関 する特別の規定が設けられているか?	あ り (附属書L参照)	